

2022年3月7日
一般社団法人日本零売薬局協会
理事長 服部雄太

薬局ホームページにおける「医療用医薬品名表示」に関する改善のお願い

先般、零売サービス事業者が自社ホームページに医療用医薬品の「商品名ならびに金額」を掲載していることについて、「医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、ならびに厚生労働省から通知されている「医薬品医療機器等法における医薬品等の広告の該当性について」において禁止されている「医療用医薬品の広告」に該当するという厚労省の見解を公表し、当協会より各事業者には是正のお願いを書面等にて実施させていただきました。（協会HP参照：https://reibai.or.jp/assets/pdf/reibai_goshiteki_211225.pdf）

しかしながら、「零売事業者のホームページ」から商品名や写真等掲載の削除の実施有無を確認したところ、残念ながら現時点でまだ複数社が是正をしていない状況です。

本件に関して引き続き、厚生労働省とも協議を行っておりますが、改善がない状況に対し、より厳格に改善の促しが必要であるという見解に至りました。本指摘事項は、「医薬品等適正広告基準」における第4の「5 医療用医薬品等の広告の制限」の（1）の規定に抵触し、個社に対する行政指導の対象となりますので、各事業者の早急な改善をお願い申し上げます。

当協会としては、各零売サービス事業者が零売を正しく適法の範囲内で行うことが、零売の制度を存続・保守のためにも必須であり、改善が見られない事象者に対して強く是正を求めます。

零売サービス事業者の皆様におかれましては、管轄の保健所にも確認を行いながら薬局を運営されていることと存じますが、消費者、患者様に安心、安全にサービスを提供できるように、改めて表現や広告部分に関して、見直しをいただきますよう強くお願い申し上げます。

以上

(厚生労働省からの指摘事項再掲)

★事業者のサイト掲載、広告に該当する表現、表示
<掲載例>



カロナール錠200mg 500円/10錠
※上記表示、価格はイメージです。

上記のような薬名や写真（薬名が分かるもの）、販売価格を表示しているものは広告に該当します。医療用医薬品については広告が禁止されており、医薬品等適正広告基準に抵触し行政指導の対象となります。

<掲載や対応が問題ない表示や対応>

★カテゴリの掲載は問題ありません

(例) 痛み止め、鼻炎・かゆみの薬、胃腸薬、かぜ薬全般、ビタミン剤等

★店舗での薬や価格などの零售取り扱いリストの提示

(例) 消費者へのカウンセリングの際に、零售対象の薬であることや価格（自費であること）などの説明に利用場合など

上記は問題ないとされていますが、店舗への集客や販売を目的としたものは広告に該当しますのでご注意ください。消費者の方が体調不良の中、店舗まで来店をして零售をやっていなかった、該当商品が零售の対象ではなかったなど、消費者への混乱やクレームを避けるための事前のアナウンス、周知になります。

<参考>

厚生労働省HP 医薬品等の広告規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/koukokukisei/index.html